

令和4年第6回ニセコ町議会臨時会

令和4年7月25日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(令和4年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 5 議案第 1号 平成4年度ニセコ町一般会計補正予算
- 6 議案第 2号 平成4年度ニセコ町国民健康保険特別会計補正予算

○出席議員（9名）

1番	篠原正男	3番	高瀬浩樹
4番	榊原龍弥	5番	斉藤うめ子
6番	浜本和彦	7番	小松弘幸
8番	高木直良	9番	青羽雄士
10番	猪狩一郎		

○欠席議員（1名）

2番 木下裕三

○出席説明員

町長	片山健也
副町長	山本契太
会計管理者	加藤紀孝
総務課長	福村一広
防災専門官	青田康二郎
企画環境課長	高瀬達矢
税務課長	鈴木健
町民生活課長	富永匡
保健福祉課長	桜井幸則
農政課長	中川博視
農業委員会事務局長	
農政課参事	山田浩二
国営農地再編推進室長	石山智
商工観光課長	齋藤徹
商工観光課参事	三上進

都 市 建 設 課 長	黒	瀧	敏	雄
都 市 建 設 課 参 事	橋	本	啓	二
上 下 水 道 課 長	石	山	康	行
総 務 係 長	樋	口	範	幸
財 政 係 長	浅	井	理	登
教 育 係 長	片	岡	辰	三
学 校 教 育 課 長	阿	部	信	幸
町 民 学 習 課 長	中	村	正	人
こ ども 未 来 課 長	淵	野	伸	隆
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	三	橋	公	一

○出席事務局職員

事 務 局 長	前	原	功	治
書 記	佐	藤	秀	美

◎開会の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は9名です。
定足数に達しておりますので、これより令和4年第6回ニセコ町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において6番、浜本和彦君、7番、小松弘幸君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思いますこれにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認めます。
よって会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、高瀬達矢君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長・農業委員会事務局長、中川博視君、農政課参事、山田浩二君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、齊藤徹君、商工観光課参事、三上進君、都市建設課長、黒瀧敏雄君、都市建設課参事、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、樋口範幸君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、阿部信幸君、町民学習課長、中村正人君、こども未来課長、淵野伸隆君、以上の諸君です。
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

- 議長（猪狩一郎君） 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和4年度ニセコ町一般会計補正予算）の件を議題とします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
副町長、山本契太君。
○副町長（山本契太君） それでは、本日よろしくお願いいいたします。

日程第 4、承認第 1 号 専決処分した事件の承認についてご説明をいたします。横長の議案で左上に承認第 1 号とある議案をごらんいただきたいと思います。

承認第 1 号 専決処分した事件の承認について。地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 4 年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。令和 4 年 7 月 25 日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページでございます。令和 4 年 6 月 24 日付の専決処分書でございます。その次のページでございます。読み上げます。

令和 4 年度ニセコ町一般会計補正予算。令和 4 年度ニセコ町の一般会計補正予算を次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,799 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 52 億 4,116 万 7,000 円とする。第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。令和 4 年 6 月 24 日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思います。「第 1 表 歳入歳出予算補正」の歳入が 6 ページ、歳出を 7 ページに載せてございます。

8 ページは歳入歳出補正予算書事項別明細書の総括の歳入でございます。

9 ページの歳出、今回の補正額合計 1,799 万 5,000 円。こちらの財源につきましては、1,115 万 5,000 円が国庫支出金、684 万円が一般財源という内訳でございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、13 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款 4 項 2 目参議院議員選挙費、10 節総務費 111 万円。こちらは令和 4 年度 7 月執行済みの第 26 回参議院議員通常選挙のポスター掲示板について、当初予算では 12 区画のものを想定しておりましたが、立候補予定者の増加に伴い、北海道選挙管理委員会から 16 区画とするよう指示があったため、それに対応する掲示板を購入するための差額を増額補正するというものでございました。その下、食糧費 11 万 4,000 円は同じ選挙の期日前投票実施にあたり、投票管理者や立会人、選挙事務を行う職員について、基本的に 11 時間 30 分の間は期日前投票所に拘束をするので、選挙期間 17 日分の昼食及び夕食の弁当を支給するために補正したものでございます。

続きまして 14 ページ、3 款 2 項 1 目 18 節の子育て世帯生活支援特別給付金 50 万円。こちらは既に国から低所得の子育て世帯に対する給付金として、対象児童 1 人 5 万円が支給されることとなっており、当町においても 6 月議会でこれの補正議決をいただいたところでございます。このたび、この国の給付金 5 万円に、さらに 1 万円を上乗せするかたちで北海道による給付金が支給されることとなったための補正でございます。支給対象は 50 世帯を見込んでおります。

続きまして 15 ページ、4 款 1 項 2 目 18 節北海道自治体情報システム協議会負担金 35 万 2,000 円。こちらは新型コロナワクチンの 4 回目接種にあたり、接種券・予診票の発行などニセコ町が利用する健康カルテと称するシステムの改修が必要となります。同システムは北海道自治体情報システム協議会に参加して共同利用していることから、本町の負担分を負担金として支出するというための増額補正でございます。財源につきましては新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金、補助率 10 分の 10 でございますが、こちらを充当いたします。

続きまして 16 ページ、6 款 1 項 10 目 18 節農地利用効率化等支援事業補助を 1,019 万 4,000 円。こちらにつきましては、令和 4 年度に国の予算で実施される当該交付金事業について採択通知があったことから、町が間接事業者となり、歳入歳出を同額補正するというものです。補助対象となる

のは2経営体、個人が1つ、法人が1つでございますが、通常タイプと先進的農業経営確立支援タイプというのがございまして、合わせて総事業費3,683万3,000円、そのうち1,019万4,000円が間接補助として交付されるというものでございます。これによりトラクター2台、ロータリー、パイプハウス、自動灌水シャトルなどの導入を予定しているということでございます。

続きまして、17ページでございます。8款2項1目12節分筆測量業務委託料180万4,000円。こちらについては分筆委託が2か所ございます。1つ目は光栄川分筆測量業務でございます。補足資料でおおむねの位置をご確認いただきたいと思います。過去に光栄川の護岸工事に伴い、周辺地権者から林地を寄附していただき河川敷地として使用してまいりましたが、同じ周辺地権者から光栄川の不要な河川敷地の取得の申出があり、その敷地を分筆し測量するための補正ということでございます。その箇所につきましては先ほど申し上げましたが、もう少し詳しい場所ということで、その下2ページ目、番号振っておりませんが、こちらの真ん中あたりの大きな楕円、右側にもう少し大きく表示をしていますが、ここが該当の箇所でございます。その補正ということになります。それから、次に町道高栄通分筆測量業務、同じ資料の右上になります。先ほどの場所とほぼ近い場所でございます。こちらについては財務省の敷地に町道敷地が一部含まれており、その土地を取得する際に分筆測量が必要ということで、補正をさせていただくということでございます。先ほど2ページ目の写真でいきますと、町道に合わせた線を2本引いていますが、この間の財務省の敷地を取得するためということでございます。

それから18ページ、10款1項4目14節ニセコ小学校営繕工事250万1,000円。こちらは小学校体育館屋根の破損を修繕するというものです。体育館の除雪につきましては日々の必要な管理を行っておりますが、今冬は降雪が多く屋根の堆雪が多くなってまいりました。4月25日、屋根の一部破損を発見し、事業者にて点検確認をしてもらったところ、今冬の落雪による体育館屋根全体への破損があったことから、修繕を行うというための補正でございます。

その下、7項2目14節の水泳プール営繕工事242万円は、今年度開設準備を進めていた町営プールについてポンプ設定点検を行ったところ、ろ過装置下部からろ材が外部側溝へ流出し、ろ過装置内の集水装置が破損していることが判明しました。破損したままではプール水槽内の水の循環、浮遊物の除去、塩素投入等ができずプール開館ができないため、早期に機能回復を図り、できる限り早期にプールを開館できるよう、集水装置の修繕を行うための補正ということで計上をさせていただいております。

続いて歳入につきまして10ページをご覧くださいと思います。まず10ページ、15款2項3目衛生費国庫補助金、1節新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金35万2,000円は、4回目のワクチン接種を行うにあたりシステム改修が必要であり、財源となる国庫補助金、10分の10でございますが、こちらを補正するというものでございます。

続きまして11ページ、16款2項2目2節の子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金50万円。こちらにつきましては、国から対象児童1人5万円の給付金が支給されることとなっておりますが、北海道においても国の給付金に1万円上乗せというカタチで給付金を支給することとなったための補正でございます。こちらも10分の10でございます。

その下、4目1節農地利用効率化等支援事業補助金1,019万4,000円は、国の予算で実施される令和4年度の当該事業について採択通知があったことから、町が間接補助事業者となり歳入歳出同額更正するというものです。

その下、3項1目4節選挙費委託金の参議院議員通常選挙執行事務委託金10万9,000円は、先ほどご説明をしました選挙の実施にあたって、同額が国から支払われる委託金の補正ということでございます。

それから12ページ、20款1項1目1節の前年度繰越金684万円については、歳入歳出の均衡を図るための歳入補正でございます。これによりまして、前年度繰越金は8,488万6,000円となります。

項目ごとの説明は以上でございますが、今回の専決補正の詳細につきましては、別冊の補正予算資料No.1、(承認第1号)と書いた資料にまとめてございます。内容は専決補正の収支、専決補正後の各会計の総括、専決補正後の一般会計歳入歳出内訳及び補正の枠組みとなっております。後ほどご参照いただきたいと思います。

承認第1号につきましては以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(猪狩一郎君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより承認第1号 専決処理処分した事件の承認について(令和4年度ニセコ町一般会計補正予算)の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

浜本議員。

○6番(浜本和彦君) 2点ばかりお聞きします。まず1点目は17ページ、土木費。測量で2か所ということで、河川敷と財務省の土地ですね。おおよその面積でいいですから、河川敷が何平米ぐらいなのか、それから財務省の土地はどのぐらいの面積なのか教えていただきたいと思います。

それから2点目は18ページの4目14節小学校営繕工事。これ何を修繕するのかもう少し具体的な説明をお願いしたいと思います。以上2点お願いします。

○議長(猪狩一郎君) 阿部課長。

○学校教育課長(阿部信幸君) 小学校の体育館の屋根の修繕の部分、補足で説明させていただきます。先ほどの説明にもありましたように、4月に幼児センター側から見た小学校の体育館の屋根の鉄板部分が一部欠損しているという連絡があり確認しましたところ、一部鉄板が下に落ちている状況でございました。それを修繕するために屋根に上がって見てもらったんですけども、そのほかにも屋根の中心部分のつなぎ目のところが破損しているということと、ちょっと言葉で説明しにくいんですけども、屋根の破損して落ちていた部分の立ち上がりのところに鉄のキャップのようなものがついているんですけど、それも雪の影響で折れ曲がってきているのがかなりの数ございまして、その辺の修繕のための補正ということでございます。以上でございます。

○議長(猪狩一郎君) 橋本参事。

○都市建設参事(橋本啓二君) まだこちらの部分については測量してないので、あくまでも概略となってしまうんですが、河川敷についてはおおよそ1,800から2,000平米ぐらい。道路敷地につきましてはおおよそ400から600ぐらいと想定しております。以上です。

○議長(猪狩一郎君) 浜本議員。

○6番(浜本和彦君) 小学校の修繕をすると思うんですけど、今後やっぱり雪がたまるということであれば、今後も同じことが起こる可能性があるんですけど、その対策を兼ねて修繕を考えているのか、あくまでも今までどおりで修繕を終わらせるのか、その件が分かれば教えていただきたい

と思います。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○学校教育課長（阿部信幸君） 小学校体育館の屋根の雪の関係なんですけども、確かに屋根全体滑りが悪くなっているのかなという部分はございまして、昨シーズンは雪が多かったのでかなりの量がたまってしまったということがございます。今回の修繕に関しましては、現状というか傷んだところを修繕するという予算で、根本的にウレタンのコーティングということも検討させていただいたんですけども、桁一つ違うぐらいの金額の差があるということで、今回はこの冬で傷んだところの修繕だけということで考えてございます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 1点質問させていただきます。この資料の11ページと補足資料の中でも説明があるんですけども、民生費道補助金の中で子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金、これは道から1万円上乗せということで50人分ということは分かるんですけども、補足資料の中ですら、もうこれ承認されてるんですけども、国より「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」とありますが、お聞きしたいことは低所得の子育て世帯の選び方ですね。これどういうふうにするのか、改めてちょっと説明していただきたいんですけども。よろしくをお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） すいません。ただいまの齊藤議員のご質問内容がちょっと聞き取れなかったもので、多分こういうことかなということで判断をして回答させていただきたいと思っております。

今回、低所得世帯への給付金につきましては6月の議会で説明のとおり、18歳までの子どもがいる世帯で、いわゆる町民税の非課税世帯に対して5万円の給付を行うと。さらにそれに上乗せして北海道が1万円分の給付を行うということで計6万円が低所得の子育て世帯へ給付するという事業になっております。また、ひとり親世帯につきましては北海道から直接の交付となっておりますので、町村からの交付はひとり親以外の世帯、いわゆる二人親の世帯への交付ということで、その中で今回は北海道が上乗せする1万円分についての補正ということになってございます。もし、質問の内容とちょっと違うようであれば、再度質問いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 今の説明で結構なんですけれども、低所得の子育て世帯というのを選び出して、今非課税世帯とおっしゃったんですけども、これ一応予算としては50人分になってますけれども、非課税世帯50人分っていうのを、これ間違いなくというか、対象者は50人ということでしょうか。それを選定するとか、そこはどうなんでしょうか。それから先ほど何か50世帯っていうことも聞いたように思ったんですけども、50世帯と50人とちょっと違うかなと思ったんですけど。もう一度説明をお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 世帯と人数とちょっと混乱してしまっておりますようで、正解は50人分です。今回1人に対して1万円の給付ということなので、1万円掛ける50人ということで

50万円の補正というのが今回の計上となっております。それで、この50人が正しいのかというところなんですけれども、あくまでも国からの内示によりますと、ニセコ町38人分が当初割当てられているというところでございます。それに町のほうで上乘せして、余裕を持って50人分の予算を確保するという趣旨で、今回50人分の計上をさせていただいていますが、いかんせんこの課税・非課税につきましては確認してみなければわからないということで、今システムなどを使い精査しているところです。今後増えることも当然あるのかなというところで、またそのときには改めて対応を検討していきたいなというふうを考えているところでございます。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） もう1点、関連してるんですけども、非課税世帯というのはきちっと税務課からの報告っていうか、選び出しているというふうにとってよろしいんですか。それから国が38人っていうふう指定してきたというふうにおっしゃったんですけども、この38人という根拠は国が非課税世帯をニセコ町は38人というふう把握したということで、国のほうから人数が指定されてきたのか、ちょっとそこを伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 国のほうで38人分というふう指定してきたというのは、当初の内示を示すときの試算のようなので、38人が確定ということではなくて、ニセコ町はまず当初を38人で予定してくださいというような事務連絡に基づき公表されているもので、実際にどのような算出方法を用いたかは具体的に町村のほうには示されておりません。国の当初の内示額が38人分というようなことでございます。それと税務課のほうで持っている資料で確認したのかというご質問の趣旨かと思うんですけども、当然個人情報ですので、私が直接税務課に行ってそれぞれの課税情報を確認するということはあり得ません。ただこれは特定給付になりますので、昨年と同様のかたちで行っておりまして、そこは内部の事務手続によって確認するという流れになります。それに基づいて人数の確定をし、作業をしているところでございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 関連の質問になりますが、給付についての対象者への周知の仕方、あるいは給付の仕方ですね。それと大体いつごろをめぐりにされているかをお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 給付の方法ですけども、昨年と同様、児童手当の受けているものについてはプッシュ型ということで、ちょっと今作業のほうを煩雑化しておりますので、今月中にまずプッシュ型のご案内を予定してございます。プッシュ型ですのでお金を受け取る、受け取らないというご返事をもらう期間が必要でございます。それにだいたい2週間程度予定しておりますので、その後こちらのほうで支払いの事務手続になります。出納室のほうで2週間以上というルールがございまして、最終的には8月末には6万円、5万円の国の分と1万円の道の分、合計6万円が振り込まれるという予定になってございます。それから、昨年課税で今年度非課税になった世帯、あるいは転入してきた世帯については、こちらには昨年度の情報がございませんので、申請を行うということで、7月中には何らかのかたちでの周知、具体的にはホームページ等での周知になると思うんですけども、周知をした中で、この方たちについては申請をさせていただいて、うちで課税情報を確認した上での給付という流れになっていくという想定をしております。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8 番（高木直良君） 給付の仕方です、やはり周知の問題がこれまでも確か問題になってきたと思うんですけども、これはお願いになるかもしれませんが、できるだけ給付漏れがない、全然それに気がつかなかったって方が出ないように、ぜひ尽力いただきたいというふうに思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） はい、全力で取組たいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1 番（篠原正男君） 2 点お伺いします。最初に 14 ページの子育て世帯生活支援特別給付金についてですけども、私のメモには本件の提案理由の説明の中で 50 世帯と書いてあります。先ほどの答弁の中では 50 人ということですが、いずれが正しいのかその点を整理し、議事録上も整理される必要があるのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

それから次に 18 ページ、先ほど来話題になっていますニセコ小学校の営繕工事に関わって、体育館屋根の適正な管理を行っていたが大雪、雪害により被害をこうむったと。適正な管理は具体的にどのように行っていたのか、伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 先ほどの説明の中で、子育て世帯の給付金について 50 世帯と申し上げました。これは私の誤りでございました。50 世帯ではなく 50 人が正しいということで訂正をさせていただきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○学校教育課長（阿部信幸君） 小学校の体育館のほうでございますけども、なかなか体育館の屋根も高いものでございまして、当然上に上がっての管理・確認はできないんですけども、下から見える範囲でしか確認というのができない状況でございましたけども、雪の堆積の状況ですとか、雪が多くなった段階ではその都度確認していたということになるかと思えます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1 番（篠原正男君） 訂正については了解いたしました。

屋根からの雪の問題につきましてですが、適切に管理していれば駐車場の事故は起きないと私は思いますし、具体的にどのような管理をされていたのかということで細かく言うと、やっぱり疑問が残るということです。私が言いたいのはですね、定期的に屋根の状態を点検し管理する、そのような活動がこれから必要になってくるんじゃないかなと思いますので、その辺の対応についてお伺いできればと思います。なお、ニセコ小学校改修工事を行った際には、体育館屋根に 1 メートル以上の積雪があった場合、耐震上に影響があるというようなことも指摘されておりますので、その点も踏まえて今後の管理の在り方についてお伺いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○学校教育課長（阿部信幸君） 屋根の管理につきましてはおっしゃるとおりでございますので、今回足場を組んで屋根の上に上がっての作業が出てきますので、その中で事業者さんのほうにも見ていただいて、例えば屋根の塗装が必要だとかっていうあたりも確認させていただいて、今後進めてまいりたいと考えていますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について(令和4年度ニセコ町一般会計補正予算)の件は承認することに決しました。

◎日程第5 議案第1号から日程第6 議案第2号

○議長(猪狩一郎君) 日程第5、議案第1号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の件から、日程第6、議案第2号 令和4年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の件までの2件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) それでは、日程第5、議案第1号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算についてご説明をいたします。左上に議案第1号とある議案をお開きいただきたいと思います。

令和4年度ニセコ町一般会計補正予算。令和4年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,897万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億2,014万円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年7月25日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入を2ページ、歳出を3ページに載せてございます。

4ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入でございます。5ページ、今回の補正額7,897万3,000円の財源については、国道支出金が5,361万1,000円、その他が43万円、一般財源が2,493万2,000円という内訳になってございます。

それでは9ページ、歳出から説明を申し上げます。2款1項4目24節の社会福祉事業基金積立金43万円の計上でございますが、これは社会福祉への寄附を2件お受けしたことから、その同額を社会福祉事業基金に積み立てるものでございます。

その下、9目8節特別旅費21万6,000円は、8月26日に行われる総務省研修に参加し、業務に必要な知識を習得するとともに、ニセコ町と親交のある大学の先生や他の自治体職員との情報交換を図るための補正ということでございます。参加は2名の予定でございます。

13目8節特別旅費1万8,000円。こちらは退職予定者の増に伴い、退職者向け説明会への参加旅費を補正するというものでございます。

それから、23目新型コロナウイルス特別対策費は全体で6,855万1,000円の補正でございます。新型コロナウイルスの感染拡大や世界情勢の変化に伴う物価の高騰は、町民の生活・家計を直撃し、その暮らしに大きな影響を与えているということから、全町民に商品券を配布することによりまして、町民の暮らしを支え、加えて町内消費を喚起する域内経済活動を下支えする事業、ニセコ町とニセコ町商工会が連携をして実施するというところでございます。町民1人当たり1万円。500円券が20枚ということでございますが、町民1人当たり1万円の商品券を配布するという予定でござ

います。対象は予定として令和4年9月1日現在で住民登録されている町民とし、また、母子手帳交付済みの妊婦の方につきましては、その胎児分を加算するというかたちでございます。配布は9月中旬をめどとし、使用期限は1月中旬までという設定で事業を行う予定でございます。まず10節の印刷製本費9万円は、この商品券を送付するための専用封筒の印刷でございます。2,700世帯分でございます。その下、通信運搬費124万2,000円は該当商品券を送付するための送料でございます。18節商品券発行事業補助5,206万2,000円は商品券本体及び事務費を含み、ニセコ町商工会に補助するというものでございます。観光施設持続化支援給付金943万3,000円。こちらにつきましては新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ゴルフ場・温泉施設を有する事業者も多大な損害を受けておられまして、ゴルフ場・温泉は町にとって貴重かつ大きな観光資源でありますことから、施設の運営状況にかかわらず、維持管理の負担は大きいという状況でございます。コロナ禍から回復基調をこちらもうかがえるところではありますが、直近3月から5月の入湯税納付額で見ると、いまだコロナ前の4割程度の回復ということであり、今後もニセコ町にとって大きな観光資源である温泉・ゴルフ場を継続的に活用していけるように支援が必要と考え、入湯税及びゴルフ場利用税の納付額を基本として、その一部相当を観光施設持続化支援給付金として交付をするということでございます。なお、資源金額の算定にあたっては、令和2年度は入湯税・ゴルフ場利用税の納付額の20%相当、令和3年は10%相当の額で実施をしているところでございますが、財源となる臨時交付金の規模や今後の不透明な見通しなど総合的に考慮した上で、今回につきましては10%相当の額で実施したく補正するというものでございます。なお内訳につきましては、入湯税相当が890万9,000円、それからゴルフ場利用税相当が52万4,000円と算定をしております。その下、19節の高齢者等生活支援扶助572万4,000円につきましては、北海道において市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助金が創設されたということによりまして、ニセコ町は原油価格の高騰による光熱水費や食糧費等の物価高騰に影響を受ける低所得の高齢者世帯などを対象に、生活費用の一部を助成する事業を実施するための補正でございます。財源は道補助金2分の1、内示額277万8,000円、残り部分を臨時交付金充当ということで予定をしております。対象の見込みは477世帯で、世帯当たり1万2,000円を給付するという予定でございます。

次です。3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、めくっていただきまして10ページでございます。こちらはマイナンバーカード普及促進のための補正でございます。国は令和4年度末までに全国民にマイナンバーが行き渡ることを目標に、マイナンバーカード普及促進に係る取組の実施をしております。本町でもマイナンバーカード普及促進に係る取組を強化するため、申請サポート窓口の開設、出張申請、国から個人への申請の再々送付に合わせまして、新規でカードを申請する方へ期間限定で綺羅ポイント1名あたり1,000ポイントの付与などの取組を実施するため、それにかかる経費を補正するというものでございます。まず1節の会計年度任用職員報酬148万4,000円。マイナンバーカード申請補助、出張申請及び交付に係る会計年度職員報酬の補正で、104日分の2名分ということの補正でございます。11節の広告料9万9,000円は、マイナンバーカード申請を促すラジオ広告料ということでございます。その下、手数料6,000円は申請を促す広告チラシの新聞折り込みということでございます。17節のコンピューター機器備品10万8,000円は、マイナンバーカード申請補助受付用タブレット端末2台分の補正ということでございます。18節その他負担金10万円は、マイナンバーカード新規申請に際し付与するポイントについて、商工会の綺羅カード会のポイントシステムを活用することから、その活用負担金として補正をするというものでござ

います。その下、マイナンバーカード普及促進補助金 100 万円は、マイナンバーカード新規申請者への綺羅ポイントを付与するための補助金として、1 人 1,000 円掛ける 1,000 人分の補正ということになります。

続きまして 11 ページ、3 款 1 項 1 目 27 節の国民健康保険事業特別会計繰出金 9 万円でございます。令和 4 年度から未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の軽減措置が実施されます。それに伴い、国保税賦課に関するシステム改修が必要となります。なお、本改修は特別調整交付金の対象となっており、その交付申請は後志広域連合で行います。交付金は後志広域連合分賦金の加算・減算で精算されることから、後志広域連合共通経費事務費繰出金の補正となるというものでございます。

次に 12 ページでございます。6 款 2 項 1 目林業振興費の補正でございますが、これは現在進めております林業振興事業の一環で、新規林業系会社設立に向け、地域の木材産業の振興と木材利用の需要拡大を図るため、国内先進地事例や現地の見学を通じ、地域資源を活用する地域活性化の方策と地域木材産業の課題解決のための視察旅費等を補正するというものでございます。まず 8 節特別旅費 19 万 5,000 円は木材産業・木材利用の先進地事例学習の研修旅費でございます。研修先は岡山県真庭市を予定してございます。13 節バス借上料 1 万 5,000 円は当該研修のための借上げ費用でございます。18 節木育イベント実施補助 50 万円は、仮称ニセコ森フェス開催補助金として計上しますが、ニセコ町において木や森に関するイベントがないことから、地域おこし協力隊や林業系会社設立に関わる企業、森林関係者などの協力を得て、木育イベントを実施するための経費を補正するというものでございます。

13 ページ、7 款 1 項 1 目 18 節にぎわいづくり起業者等サポート事業補助 200 万円。こちらは当該補助について既存予算 300 万円に対し、既に 2 件 200 万円の交付決定を行っており、今後さらに 3 件 300 万円の申請が想定されていることから、不足分を補正するというものです。なお庁内での新たな事業活動の活発化により、今後もさらに申請が見込まれる場合は、都度改めて不足見込み分の補正対応を検討したいと考えているというところでございます。

2 目 14 節アンヌプリトイレ修繕工事 275 万円。アンヌプリトイレは地区を訪れる観光客の利便のための観光トイレとして、平成 12 年度に道補助金、木材利用の補助金を活用の上町が整備し、地区の皆さん、これはアンヌプリオーナーズクラブでございますが、地区の皆さんが清掃等を行い運用してきたところでございます。これまで平成 27 年度に腐食した柱の修繕工事を実施してきましたが、現状木製の梁の腐食も進んできており、また現地確認により雨漏りにつながる屋根部の破損も生じていることから、修繕工事を行うというものでございます。工事に合わせて経年劣化している壁の塗装も行うという予定でございます。

14 ページをお開きいただきたいと思います。8 款 1 項 1 目 18 節無電柱化を促進する市町村の会負担金 3,000 円。こちらにつきましては、町道の無電柱化にあたって国や北電、各自治体との連携を図り、防災及び良好な景観づくりを進めるため、無電柱化を推進する市町村の会に加入する経費を補正するというものでございます。なお現在、国土交通省、北海道開発局、北海道のご支援のもと、9 月 30 日にニセコ町民センターで無電柱化を促進するためのシンポジウムを予定しておりますが、詳細につきましては関係機関で調整中であり、本町の負担が生じる場合は次の議会で提案をさせていただくこととしております。よろしくお願いを申し上げます。これは未定でございます。

その下、2 項 1 目 12 節の分筆測量業務委託料 57 万 9,000 円は、町道真狩川沿線分筆測量委託業

務、設計変更に伴う増額ということとなります。町道真狩川沿線の用地の一部が民地となっていることから分筆測量を行い、今後の用地取得のための図面作成を進めていましたが、現地立会時に当初より多くの用地を必要とすることが判明し、設計変更を行うために補正するというものでございます。こちらにつきましては補足説明資料の最後のページに航空写真が載っております。ちょっと箇所が見つらいので申し訳ございません。道道があってセイコーマートがあって、その向かって左の道路に入って、道がつづら折りで下がっていく道路なんです、この道路については民地も入っているということで、こちらの用地の確定のために測量するというものでございます。ちょっと見つらくて失礼しました。

それから15ページ、10款1項4目、こちらは現在ニセコ高校に配置の外国語指導助手の先生が令和4年7月31日付で退職となるため、外国語指導助手の帰国及び新規招致に要する費用となります。なお、新規招致にかかる渡航やオリエンテーション負担金等の費用も今後発生しますが、それについては額が確定していないため、確定後に別途補正をさせていただくという予定でございます。まず7節その他記念品2万円は帰国に伴う記念品でございます。8節普通旅費65万2,000円につきましては、まずニセコ高校に配置をしております現在の先生の帰国旅費48万7,000円。それからニセコ高校に新規で配置する新たな先生の赴任旅費16万1,000円。それから新規招致外国語指導助手出迎えとして、千歳にこの新しい先生を迎えに行くということなんです、それにあたっての千歳までの旅費ということで4,000円、これで合わせて65万2,000円となります。18節外国青年招致事業特別会員会費5万2,000円につきましては、新規招致者来道費用、東京から新千歳の間の費用を負担金として当該招致窓口であるクレアに支払う金額ということになってございます。

次です。5項1目10節の修繕料10万5,000円。こちら幼児センター給食室にある業務用食器洗浄機がポンプモーターの経年劣化により水漏れが発生しているため、修理するための経費を補正するというものでございます。

続いて歳入についてでございます。6ページでございます。15款2項1目1節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,983万3,000円につきましては、当該交付金について国が本省繰越した7,000万円と、今後追加交付されるコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の4,083万1,000円、それから新たに国庫補助事業の上乗せ分として追加予定の225万円を合わせた合計1億1,308万1,000円を財源として予定しております。今回はそのうち支出で補正計上いたしました経費6,855万1,000円分に充当するための補正ということでございます。6,855万1,000円に対して今回は4,983万3,000円の歳入補正ということなので、不足分1,594万円がありますが、これについては留保財源を充当するという考え方でございます。その下、マイナンバーカード交付事務費補助金100万円は、マイナンバーカード交付事務費補助金として歳入するというもので、国が定める補助基準が現在未定のため、このたびの補正についてはこちらのポイント分のみを見込額として現状では計上しているということでございます。

7ページ、16款2項1目1節高齢者等生活支援事業補助金277万8,000円。こちらにつきましては、北海道においてこの補助金が創設されたことにより、ニセコ町は原油価格の高騰による光熱水費や食料費などの物価高騰に影響を受ける低所得の高齢者世帯を対象に、生活費用の一部を助成する事業を実施するというため、財源となる道補助金を補正するというものです。補助率は2分の1で、残りの財源は臨時交付金を充当するという考え方でございます。

8ページ、20款1項1目1節前年度繰越金2,536万2,000円は、歳入歳出の均衡を図るための補

正ということでございます。これにより前年度繰越金は5,952万4,000円となるということでございます。

今回の補正の詳細につきましては、別冊の補正予算資料No.1（議案第1～2号）と記載した資料にまとめてございます。内容は補正の趣旨、補正後の各会計の総括、補正後の一般会計歳入歳出内訳及び補正後の枠組みとなっております。後ほど御参照いただきたいと存じます。

議案の第1号については以上でございます。

続きまして、日程第6、議案第2号 令和4年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明いたします。左上に議案第2号とある議案をお開きいただきたいと存じます。

議案第2号 令和4年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算。令和4年度ニセコ町の国民健康保険事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,209万円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年7月25日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページでございます。「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入が2ページ、歳出を3ページ載せてございます。

4ページは歳入歳出予算事項別明細書の総括の歳入、5ページが歳出でございます。今回の補正額9万円の財源につきましては、全てその他財源ということでございます。

それでは歳出、7ページをお開きいただきたいと存じます。1款1項1目18節北海道自治体情報システム協議会負担金9万円。こちらは先ほどご説明しました未就学児の被保険者均等割軽減対策の導入に伴うWeb-TAWN回収対応費用ということでございます。

6ページに戻っていただきまして歳入でございます。3款1項1目1節の事務費繰入金9万円は、ただいまのWeb-TAWN回収対応経費として、一般会計から繰入金ということでございます。

議案第2号については以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際議事の都合により、11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第1号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） 歳出の総務費、9ページです。負担金補助及び交付金の中の観光施設の持続化給付金のご説明で、入湯税あるいはゴルフ場利用税に対する落ち込みに給付をして補助するという話でございますが、観光施設でいろいろ小規模の宿泊事業者などもいらっしゃるわけですが、これらに対する補助等については今後何か対応を考えられているかどうかということをお聞きした

いと思います。

それから2点目であります。13ページの商工費で、先ほどアンヌプリトイレの補修ということでご説明があり、オーナーズクラブという言葉がありました。これはどういう構成になってるのか、例えばその構成団体がよくわかりませんが、今回の修繕についてはニセコ町のみが負担する275万、これで全額なのかどうかという確認をしたいと思います。

それから3点目、10ページ、総務費の関連で1、11、17、18節に関係します。政府は今、来年度100%取得に向けてマイナンバーカードを普及させるために、私から見て非常になりふり構わず、かなりのお金を投入して、普及しようとしています。この実際の窓口は自治体ということで、負担は後から国のほうが出るわけですが、相当の事務を自治体窓口として行わなければいけないということで、例えば綺羅ポイントを加算するというような誘導ですね、カードをつくってもらうための誘導策があります。今後政府の中で、例えば健康保険証をこれにつけるとということで、極端な話マイナンバーカードがないと健康保険証が使えないことになってしまうかのような動きも散見されます。政府は今年度中100%を目指しているということですが、実際の動きとしてはこれを100%達成するという事は不可能ではないかと思えます。私自身も危惧しておりますのは、やはり個人情報問題だとか、あるいはいろんな場面でこれを全てに適用するための諸経費などですね、心配があります。それで、仮に政府がこういった方向で動いていることに対して、自治体として何かこういうことで非常に影響を受けて困るとか、あるいはこれを来年度ってということで時期を決めた場合にはそれで終了にするとか、意見をあげていくというお考えはないかどうか質問いたします。

以上3点であります。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤課長。

○商工観光課長（齊藤徹君） まず、観光施設の持続化についてなんですけれども、小規模企業者について何かないのかということなんです。小規模なところについては、大規模も含めてなんですけれども、基本的にこういった経済対策の給付に対しては、国とか道の制度が結構多様にあるというところがあります。今回に関しては、特にニセコの中でも温泉だとかゴルフ場のように大きな施設を持っているところがあるので、それに上乘せというわけじゃないんですけども、さらにご特化した支援が必要だというような判断のもとに、こういった支援をさせていただくというかたちにしたところがあります。

アンヌプリトイレのほうについては、オーナーズクラブ、いわゆるあのエリアの町内会のようなものなんですけれども、30件ほどホテルだとかスキー場だとかペンションさんだとか、アンヌプリの麓のエリアの事業者さんたちが集まって活動しているというところで、例えば花植えを行ったりだとかエリアの維持管理というところなんです。トイレについては当初の約束の中で、建設については町が建てて、そのあとの光熱水費だとかそこにかかる施設の修繕だとか、あと浄化槽の維持管理だとか法定点検だとか、そういったものは町が持っていくと。通常の清掃だとかトイレトペーパーを補充するだとか、そういったことに関してはオーナーズクラブさんのほうでやっていただくようなかたちで整理しております。

○議長（猪狩一郎君） 富永課長。

○町民生活課長（富永匡君） 国のほうでは今年度末までに皆さんに行き渡らせるということを目指して、かなり補助金ですとか、あとニセコ町におきましては6月末現在では1,882枚、交付率が37.7%で、先月からの伸び率が0.36%となっております。この数字ですと、実は国の重点的フォロ

アップ対象団体に指定されて、このことについてペナルティが特にあるわけではないんですけども、何を取り組んでるかっていうような報告をかなり求められるということになっております。それでまだ決まってははいないんですけども、さらに国からは来年度からマイナンバーカードの普及状況を踏まえつつ、カードの普及率を普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定に反映させることを検討しているということで、交付税をどうにかすると伝えられております。ですから、うちのほうとしてもマイナンバーカードに係るものについて、今回補正で出ささせていただいたような事業をやるということになっていきます。そのことについて影響というのは、当然マイナンバーカードを交付したら終わりということじゃなくて、交付すれば当然その対象者が増えて、そのアフターの部分、例えばパスワードがわからないという人が来るとパスワードをリセットかけて何をしてっていうような感じで、5分から10分以上の時間を取られたり、出した後も結構事務というか、あと更新のほうも多分いずれあるのかなと思っています。うちの課も人がたくさんいるわけじゃないので、かなり窓口が混むというような状況になっております。町としてそれについてということですが、私の事務的な立場で何かを言うことはできないんですけども、これについては町長のほうには窓口がこうなっているということは随時伝えてはおりますので、いずれ町長のほうで言う機会があれば言っていただいて、それを国のほうで反映させてもらってどうにかしてもらうということになるかなと思います。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 小規模事業者への支援制度について、今の段階では考えていないということだと思いますが、仮にそういう該当する方たちから何らかの要望とか、そういうものが合った場合にはぜひ対応していただきたいというふうに思います。そういうことについてどう考えているかお聞きしたいと思います。

もう一つはマイナンバーカードのほうなんですけど、いまご説明がありましたように発行した後もパスワードの問題なり、窓口でいろんな相談だとか対応にとられるという話がありました。当初の国の目的の中には、例えば個人の口座番号とタグづけしていくということによって、給付などスムーズにいくようにというようなことも狙いとしてあります。同時にそのことは、個人の資産状況なりが情報としては入っていくと。そういう意味で、私はこのことによるプラスの面は確かにあるかもしれませんが、同時にいろいろな面で負担が生じるということについてはしっかり認識をした上で、機会があれば自治体として政府に対して物を言っていくということが私は必要だと思います。ぜひ検討よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤課長。

○商工観光課長（齊藤徹君） 小規模事業者についてということなんですけれども、まず相談があった段階では、しっかり国や道の制度が知れ渡っていないということも結構あると思います。その辺商工会とも連携しながら、まず可能な使える仕組みをしっかりと周知していくと。そういった中でまだまだ不足が生じるということであれば、その状況が悪化するようなこともあれば、国の交付金等の財源の規模もありますので、そういったことも総合的に判断しながら検討していきたいというふうに考えております。まずは国とか道の制度をしっかりと周知していきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（猪狩一郎君） 富永課長。

○町民生活課長（富永匡君） 町長、今日は欠席されてるんですけども、そのことについてはしっ

かりと伝えて、そういうことが言える機会、町長ですからいろんな機会があると思うんですけど、そのときに国のほうに言っていただくということを考えております。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。今、齊藤のほうから話をしたとおり、小規模事業者への対応という部分でございますが、ニセコ町だけが実施すればということでもなくて、全体的に総合的に支援するということが大事なんだろうと思います。例えば旅行に関しての道民割、8月31日までの延長になっているとか、これらのところについては相当効き目があるのではないかなと思ってますので、そういう意味での総合的な支援ということでは小規模事業者の方に全く何も言ってないということではないのかなというふうに思います。

それから、マイナンバーカードにつきましては、個人情報の流出云々ということの懸念というのは、確かに別チャンネルとしてあるんだろうと思います。それらの部分についても、何か機会があればお話をさせていただきたいと思いますが、そのことが懸念されるからということをもって申請をなるべくしないようにするというようなことは、私どもとしてはするつもりはございませんので、なるべく申請をしていただいて利便性を高めていきたいと。個人情報は個人情報の話として、それはそれとして別チャンネルでのきちっとした対応をしていかなきゃならないというような考え方でございます。ただ、あえて申し上げるならば、今普通交付税についての算定というような話ははっきりはしていませんけど出たりしているということについては、普通交付税をもってこのような誘導といいますかね、そのようなところについては特に何かの機会にこういうかたちでいいんだろうかというお話はさせていただきたいなと思います。普通交付税を事業実施のための誘導策という部分として使うのは違うのかなと、確かにそこは思うところがございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今副町長あるいは担当の課長からお話ありましたように、ちょっと政府のやり方って行き過ぎで、特に今お話ありました交付税の算定に影響が出るというようなやり方については、本当にそんなやり方はひどいんじゃないかというふうに私自身も思います。ぜひ、行政、自治体を預かっている部署として、そういったことはぜひ強く政府にも言っていただきたいという希望を伝えたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 2点質問をさせていただきます。ちょっとしたことなんですけれども、12ページ、8節1目林業の振興策で、岡山県に特別旅費で先進事例を視察に行くということで、2名の方が行かれるという説明がありました。ニセコ町としてはこれから、林業を振興させたいということで、これからもそういうことも出てくるかと思えますけれども、今役場の中で林業に関わっている方、地域おこし協力隊の方も含めるとかなりの人数もいらっしゃるかと思えますけれども、今回のこの2名の方はどなたがいらっしゃるのか、教えていただきたいと思えます。

それからもう1点ですね、14ページの無電柱化を推進する市町村の会負担金、会負担金は結構なんですけれども、この無電柱化について町民の方からも何回か質問されたり、もっともっと進めてほしいという意見も前からありました。今現在、この無電柱化っていうのは何年前からでもニセコ町でもうたっていたかと思うんですけれども、進める市町村はどのくらいいらっしゃるのか、どういうグループでなってるのか、その辺のところを。それから今後の見通しのなどを教えていただけたらと思います。

○議長（猪狩一郎君） 山田参事。

○農政課参事（山田浩二君） 岡山県への研修は1名出席ということで、林業を担当しております私が出席する予定です。

○議長（猪狩一郎君） 橋本参事。

○都市建設課参事（橋本啓二君） 無電柱化を推進する市町村長の会につきましては、日本全国で292市町村が加盟しております。北海道につきましては今のところ21市町村という加盟状況にはなっております。ニセコ町においてもですね、電柱が倒れたりとかする事例もございますので、そうなる救助に行く際にも非常に支障になってしまうので、今ニセコ町内でも、役場から国道5号線までの停車場線のほうも無電柱化にしてほしいという要望もございます。他の路線もあるんですが、今後ニセコ町内でもそのような無電柱化のほうを推進していきたいと考えております。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 最初の林業に関してですけれども、2名っていう説明だったと覚えているんですけれども、これは間違いでしょうか。1名になるのと2名になるのと予算も違ってくるでしょうし、そこをもう1回説明していただきたいと思います。

それからですね、この無電柱化なんですけれども、これは国も進めるというのは聞いてるんですけれども、かなりお金がかかるということで、ニセコ町としては町の予算、補助金とかそういうのでなくて進める計画もあるのか、ちょっとその辺のところを伺いたいんですけど。今要望が出てるって言ってましたね、停車場線のあたりの。それはやはり国からの補助金とかそういうことを予定して準備されているのか伺います。

○議長（猪狩一郎君） 山田参事。

○農政課参事（山田浩二君） 先ほどの副町長の説明で、研修の人数については言ってなかったと思います。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） すみません、先ほどの2名というのは別の予算のとき、総務省での研修2名というお話をさせていただいたときに申し上げたかと思えます。こちらの林業のほうでは人数申し上げてなかったかと存じます。

○議長（猪狩一郎君） 橋本参事。

○都市建設課参事（橋本啓二君） 道道につきましては基本的に道がやる事業となっておりますので、町の手出しは一切ございません。町道につきましては国からの補助を受けてやるんですが、おおよそなんですけれども国からの補助金は大体60%から50%内外ということになっております。残りの40%から50%については町の負担となるんですが、その部分につきましては過疎債や辺地債を充てることになるかと思えます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

篠原議員。

○1番（篠原正男君） 1点だけお伺いします。9ページの上段、特別旅費に関わってなんですけれども、2名の旅費を想定してるということですが、総務省の研修というのは具体的には何の研修なんでしょうか。単純に想定すると、過去に総務省に派遣した職員の集いみたいのがあるのかなっていうふうな想定がされるんですけども、その研修内容についてお知らせください。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 今回の総務省の研修は、以前から関西学院大学の小西先生のほうが主催してた研修の延長線上でして、今回も小西先生が総務省の地方財政審議会の会長になられた経過から、総務省の中で税務局など内閣府の企画課の課長クラスを講師にして、地方財政についてお話をいただいて研修をするというものでございます。内容については自治体財政の健全化だとか、地方税制の課題、地方財政全体の動向など、幅広く地方財政について小西先生を主催に、総務省の課長レベルの方々から講話をいただきながら、意見交換していくというものでございます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1 番（篠原正男君） 大したことじゃないんですけども、内容の理解として小西先生が主催する研修会に参加するというのでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言をします。

（「なしの声あり」）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案とおりに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号 令和4年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なしの声あり」）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号 ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上をもって今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて、令和4年第6回ニセコ町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 浜 本 和 彦 (自 署)

署 名 議 員 小 松 弘 幸 (自 署)